

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 移転価格税制とハイテク企業に係る優遇税制

日本において製造業を営むA社は、中国に製造及び研究開発機能を持つ100%子会社B社から製品を仕入れたうえで、海外市場に販売してきました。近年海外市場の低迷により、A社の販売利益は圧縮され、移転価格リスクの観点からB社の仕入価格を調整する必要が出てきました。一方、B社は中国においてハイテク企業に係る企業所得税の優遇税制を受けているため、ハイテク製品の収入や利益が一定基準を満たさないと、ハイテク認定が取り消されてしまうリスクがあると懸念しています。

今回は、「移転価格税制」と「ハイテク企業優遇税制」の一見無関係とも思える両者の関連性について解説し、実務上の対応策についてご紹介します。

1. ハイテク企業優遇税制の概要

項目	内容
概要	ハイテク企業の認定を受け、「ハイテク企業証書」を取得し軽減税率の申請を行った企業は、該当期間において企業所得税の15%軽減税率を適用できる
認定要件	主要製品（サービス）のコア技術に対する自主知的財産権を保有していること
	製品（サービス）が「国家重点支援ハイテク領域」の対象であること
	大学専科以上卒の科学技術者が従業員総数の30%以上、うち研究開発者が従業員総数の10%以上であること
	継続した研究開発活動、研究開発費用総額の対売上高比率が一定割合以上であること
	中国国内で発生した研究開発費用総額の対総研究開発費用総額が60%を下回らないこと
	ハイテク製品（サービス）収入の当年度収入総額に占める割合が60%以上であること
	研究開発組織の管理水準等の指標が「ハイテク企業認定管理工作ガイドライン」の要求に合致していること

「ハイテク企業認定管理弁法」（国科発火「2008」172号）、企業所得税法第28条

2. 移転価格税制との関連性

ハイテク企業認定を受けるにあたっては、上表のとおり「主要製品（サービス）のコア技術に対する自主知的財産権を保有していること」が求められます。したがって、移転価格税制上この技術を源泉として超過利潤を獲得できると解されるため、コア技術をもっていない企業よりも高い利益率が求められます。一方、本事例のように、技術の進歩などの外部要因により、A社とB社のグループ合算で減益となる局面においても中国子会社の利益率を維持することで、日本の親会社の利益率が低くなり、日本側で移転価格リスクが生じてしまいます。

コア技術による超過利潤を獲得できなくなる背景のもとで、A社およびB社は独立企業原則に従って関連者取引価格を見直す必要があります。その一環として、コア技術を保有しない同業企業を比較対象企業として再選定し、合理的な利益水準になるよう仕入価格を調整しなければなりません。



Grant Thornton

An instinct for growth™

3. 中国のハイテク企業優遇税制

中国の企業所得税は、企業が中国において事業活動を行うことにより獲得する課税所得に対して、25%の税率で課税します。そのうち、ハイテク企業の条件を満たす場合、15%の優遇税率が適用されます。企業所得税の課税所得は独立企業原則に基づき算定された妥当なものでなければならず、移転価格税制上合理的な課税所得に対してのみハイテク企業優遇税制が適用されると解釈されます。

お見逃しなく！

ハイテク認定を受けている企業は、その減免税の適用条件に変動があった場合、その変動があった日から15日以内に所轄税務機関に報告しなければなりません。税務機関は減免税の適用条件に満たさないと判断した場合、原則税率により課税を行うこととなります。